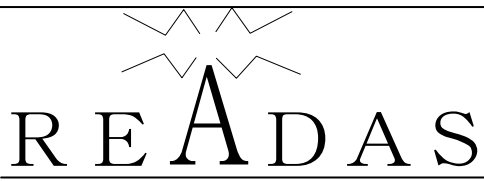


第 5542 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月31日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ がん保険の保険料の取扱い

Q：会社でがん保険に加入しようか検討しています。保険料の取扱いは、どのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

会社が、役員又は従業員を被保険者とするがん保険に加入する場合は、受取人や払込み方法などによって、次のような取扱いになります。

(1) 保険金受取人が会社の場合

① 保険料の支払いが終身払込みの場合

保険料はその支払の都度損金に算入する。

② 保険料の支払いが有期払込みの場合

- ・ 払込期間中は、払込保険料×保険料払込期間÷(105－契約時年齢)で求めた額を損金算入し、残額は資産に計上する。
- ・ 払込期間終了後は、払込期間中に資産計上した金額÷(105－払込満了時年齢)で求めた額を資産計上額から取り崩して損金に算入する。

(2) 保険金受取人が役員又は使用人の場合

① 普遍的加入の場合

保険の加入が普遍的である場合には、上記(1)と同様に取り扱う。

② 特定の者だけを被保険者としている場合

役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、これらの者に対する給与として取り扱う。

